

#WeLove 山陰キャンペーンにおける鳥取県民限定地域共通クーポン「鳥取県プレミアムクーポン」の利用施設の募集について

宿泊・観光の需要回復に向けた山陰エリアの観光需要を喚起するため、鳥取・島根両県が連携し「#WeLove 山陰キャンペーン」を3月から実施しているところですが、下記のとおり県内の飲食店や土産物店、交通機関、宿泊施設の売店で使用可能な鳥取県民限定地域共通クーポン「鳥取県プレミアムクーポン」を登録宿泊施設及び旅行会社で配布します。

については、鳥取県プレミアムクーポンの利用施設を募集しますので、登録を希望される場合には、別紙様式に記入し、電子メール又はファクシミリで提出してください。

記

1 プレミアムクーポン概要 ※制度は変更になる場合があります。

(1) 配布期間

令和3年4月9日（金）～8月31日（火）まで

※8月31日宿泊分（9月1日チェックアウト分）まで対象

※日帰り旅行の場合は、8月31日配布分まで対象

(2) 配布額 1人1泊あたり上限2,000円分（1,000円券×2枚）

※5,000円以上の宿泊料金・日帰り旅行代金 → 1,000円券を1枚配布

※10,000円以上の宿泊料金・日帰り旅行代金 → 1,000円券を2枚配布

※5,000円未満の宿泊料金・日帰り旅行代金 → 配布しない

※県内旅行会社が行う日帰り旅行（5,000円以上）においても配布されます。

(3) 利用期間 9月1日（水）まで

(4) 配布対象者 鳥取県民

2 補助対象経費等

(1) 補助金名 「#WeLove 山陰キャンペーン」（鳥取県プレミアムクーポン）推進事業補助金

(2) 補助率 10分の10（クーポンの利用実績金額）

(3) 利用施設 ・鳥取県観光連盟、市町村観光協会、観光関係団体に加盟している県内の土産物店（宿泊施設の売店、道の駅の売店を含む）

・県内の交通機関 ・県内の飲食店

（新型コロナウイルス感染予防対策協賛店の登録が必要です）

(4) 補助対象経費等 クーポン利用実績枚数にかかる金額

3 クーポン代金の精算について

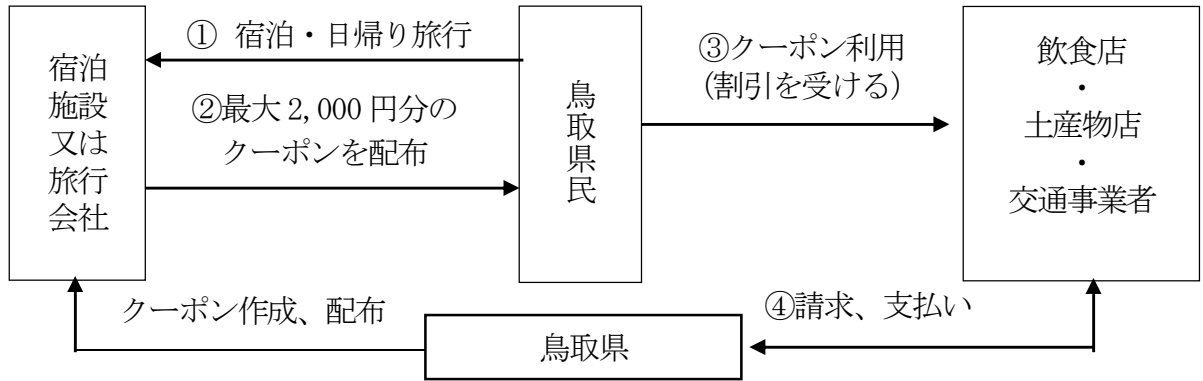
ア 利用登録施設は、4月締め精算する際には受領したクーポンと交付申請書兼実績報告書を鳥取県観光戦略課に送付して下さい。

※送付いただくクーポンは、利用店舗控え部分を切り離して送付ください。

月締め又は精算	クーポン配布期間	書類等提出期限
4月締め	4/9～4/30	5/20
5月締め	5/1～5/31	6/20
6月締め	6/1～6/30	7/20
7月締め	7/1～7/31	8/20
8月締め	8/1～8/31	9/20

イ 交付申請書兼実績報告書等を確認し、支払いを行います。

4 事業の実施スキーム



5 事務の流れ

(1) 事業実施スケジュール

期日	県、登録施設の別	項目	内容
随時受け付けています	登録施設	キャンペーンへの参加登録申込みの提出	・参加登録の申込みの受付(県) ・ホームページへの公開(県)
クーポン配布期間：令和3年4月9日～令和3年8月31日 クーポン利用期間：9月1日(水)まで			
5月20日 ※4月末締めでの支払いを希望される場合。	登録施設	交付申請書兼実績報告書の提出	・交付申請書兼実績報告書、クーポンを提出。
(随時)	県	検査、支払い	・補助金検査を行い、その後、補助額を確定し、振り込み。

(2) 実際の割引の流れ

ア 鳥取県内の宿泊者、日帰り旅行者に対し、宿泊施設又は旅行会社からクーポン(最大2,000円)を配布

※8月31日(火)まで

イ 宿泊者、日帰り旅行者が、配布されたクーポンを事前に登録された土産物店等で利用

ウ クーポンを利用された土産物店等において、クーポン金額と同額を割引く

※クーポンに記載された利用期間内の利用であることを確認する。(※利用期間外は割引できません)

エ 割引後のクーポンは登録店舗で保管する

オ 交付申請書兼実績報告書に利用店舗控え部分を切り離れたクーポンを添付して県へ提出する。

6 交付申請書兼実績報告書について

「#WeLove山陰キャンペーン」(鳥取県プレミアムクーポン) 推進事業補助金の交付要綱を鳥取県観光戦略課のホームページに掲載していますので、実績に基づき交付申請書兼実績報告書を作成し、提出してください。(9/20提出期限)

交付申請書兼実績報告書の様式は、以下ホームページよりダウンロードしてください。

・鳥取県観光戦略課ホームページ[鳥取・鳥根県民限定]「WeLove山陰キャンペーン」推進補助金

<https://www.pref.tottori.lg.jp/295898.htm>

7 問い合わせ先 ※電子メール (kankou@pref.tottori.lg.jp)、ファクシ (0857-26-8308) は共通

- (1) 土産物店 (宿泊施設の売店) からの問い合わせ
担当：観光戦略課 河本 (かわもと)、池本 (いけもと)
電話 0857-26-7099
- (2) 土産物店 (道の駅の売店を含む) からの問い合わせ
担当：観光戦略課 松原 (まつばら)、井嶋 (いじま)
電話 0857-26-7239
- (3) 交通機関からの問い合わせ
担当：観光戦略課 福田 (ふくた)、松原 (まつばら)
電話 0857-26-7273

【参考：鳥取県プレミアムクーポンの概要】

- (1) クーポンの配布期間
令和3年4月9日 (金) ～8月31日 (火) まで
※8月31日宿泊分 (9月1日チェックアウト分) まで対象
※日帰り旅行の場合は、8月31日配布分まで対象
- (2) クーポン配布額 1人1泊あたり上限2,000円分 (1,000円券×2枚)
クーポン配布枚数は、宿泊料金・日帰り旅行代金 (消費税含む) に応じて、以下のとおりです。なお、宿泊料金・日帰り旅行代金 (消費税含む) は、We Love 山陰キャンペーンによる割引前の金額です (その他の割引やクーポンを適用した後の金額)。

宿泊料金・日帰り旅行代金	クーポン配布枚数
5,000円未満の場合	配布しない
5,000円～9,999円の場合	1千円券を1枚
10,000円以上の場合	1千円券を2枚

- (3) クーポン利用期間 9月1日 (水) まで
- (4) 配布対象者 鳥取県民
- (5) クーポン作成枚数 10万枚
- (6) クーポン配布場所
ア 宿泊の場合
本キャンペーンに参加する宿泊施設において、チェックイン時にクーポンを配布する。
イ 旅行会社が実施する日帰り旅行の場合
日帰り旅行を催行する旅行会社でクーポンを配布する。
- (7) クーポンの利用の際の注意事項

券表の【宿泊施設又は旅行会社押印欄】に押印がされたもののみ利用できます。

→券表のご利用期間に「5月10日まで」と記載されているクーポンもありますが、9月1日まで利用が可能です。また、配布施設において、ご利用期間を9月1日と書き換えられた場合でもクーポンは同様に有効です。

※クーポンの利用可能施設 (売店等) におかれても、利用期限が「5月10日まで」と記載されているものは、「9月1日まで」と読み替えていただくよう、お願いいたします。

→宿泊日 (又は旅行日) に日付が記入されていることを確認してください。

→クーポンを使用する際には、利用者がクーポン裏面の住まいの欄 (鳥取東部、鳥取中部、鳥取西部) を記載したか利用店舗で確認してください。

→クーポン精算の際に交付申請書兼実績報告書に添付する際、使用済みのクーポンの右側にある「利用店舗控」は切り取って保管してください。(万が一、補助金精算額に疑義があった場合に再確認を行うため)

#WeLove 山陰キャンペーンにおける鳥取県民限定地域共通クーポン

<クーポンのイメージ画像>



#WeLove山陰キャンペーン 鳥取県プレミアムクーポン 《ご利用の際の注意事項》

- 券表の【宿泊施設又は旅行会社押印欄】に押印がされたもののみ利用できます。
- このクーポン券で、対象店舗において1,000円分利用が可能です。
不足分はお客様でご負担いただきます。
(対象店舗は表面のQRコードを読み取ってキャンペーンサイトでご確認ください。)
- レジでの精算時にこのクーポン券をお渡しいただきます。
- とっとりGoToEatプレミアム付食事券と併用いただけます。
- このクーポン券はおつりの返金はいたしません。
- 未使用の場合でも払い戻しはいたしません。
- 現金との交換、金券やプリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等にはご利用できません。
- このクーポン券の転売は認められません。
- このクーポン券の盗難・紛失又は、滅失等に関しては、その責任を負いません。

《発行元》鳥取県

〒680-8570 鳥取市東町1-220
営業時間/8:30~17:15(月~金曜日)
電話/0857-26-7218

どちらにお住まいですか？
いずれかに○記入をお願いします。

鳥取東部

鳥取中部

鳥取西部

※お客様ご自身で記入願います。

<利用店舗での取扱方法>

- 1 宿泊施設又は旅行会社押印欄に押印されていることを確認してください。
- 2 宿泊日(又は旅行日)に日付が記入されていることを確認してください。
- 3 クーポンを旅行者が使用する際には、旅行者がクーポン裏面の住まいの欄(鳥取東部、鳥取中部、鳥取西部)を記載したか利用店舗で確認してください。
- 4 クーポン(1枚)で1,000円分利用が可能ですが、おつりの返金はありません。
- 5 クーポン精算の際に交付申請書兼実績報告書に添付する際、使用済みのクーポンの右側にある「利用店舗控」は切り取って保管してください。(万が一、補助金精算額に疑義があった場合に再確認を行うため)